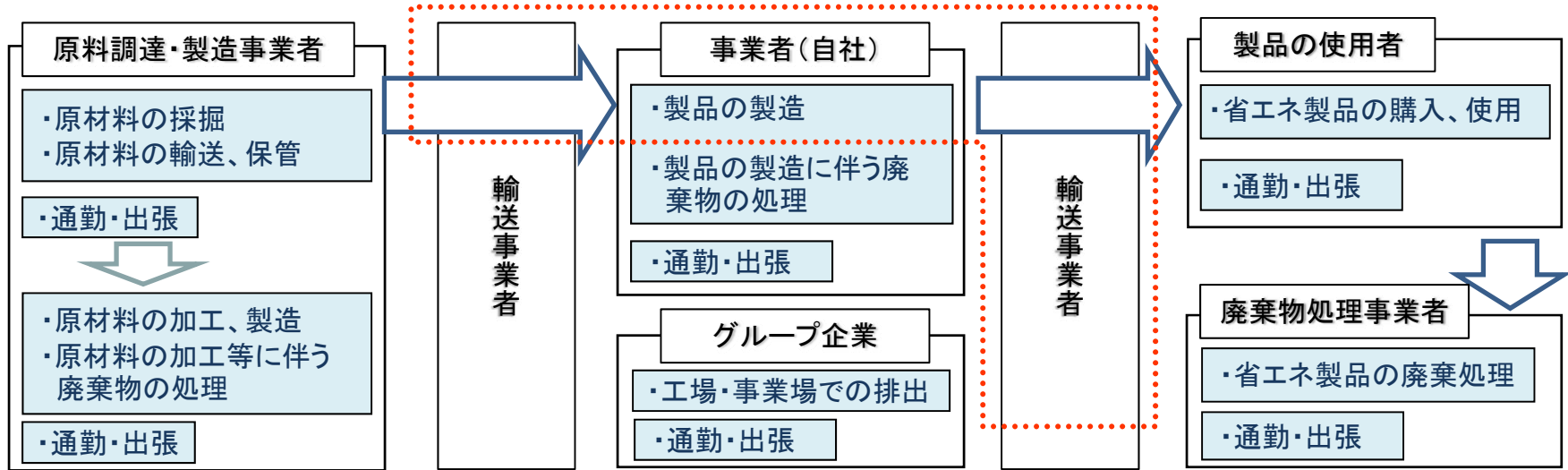


# 算定対象範囲（案）

# 算定・報告・公表制度の課題

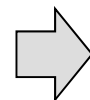
## 算定・報告・公表制度での算定範囲



■ サプライチェーンにおける排出量を算定する際の現行制度の課題として、上記に示したような算定・報告・公表制度の算定範囲に含まれない排出が算定対象外となること及び以下のような課題が挙げられる。

- ① グループ会社など連結ベースでの算定は行っていない
- ② 海外の事業所における排出量は当該事業所が自社の所有であっても算定対象外である
- ③ 所有権範囲外の輸送は荷主としての算定対象外である
- ④ 事業者が営業等に用いる自家用乗用車は算定対象外である
- ⑤ 廃棄物処理などを外部委託している場合には算定対象外である
- ⑥ 他者から供給を受ける電気、熱などの原材料調達過程における排出は算定対象外である
- ⑦ 自社所有の施設、設備の建造に係る排出は算定対象外である
- ⑧ 顧客の移動に伴う排出は算定対象外である

算定・報告・公表制度で  
カバーされる範囲 {  
・ Scope1,2  
・ Scope3の一部



上記の課題点を含め、サプライチェーン  
における算定範囲の検討が必要

# サプライチェーン排出量算定における論点(横断的事項)(1)

■ 算定・報告・公表制度様式第2の任意報告に活用することを念頭におき、サプライチェーン全体の排出量を算定する際の論点となる横断的事項を以下に示す。なお、業種固有の事項は各WGにおいて議論することを想定している。

## ① 算定対象ガス

算定の対象とするガスは、6ガス(CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFC, PFC, SF<sub>6</sub>)全てとすることでよいか。

## ② 算定対象カテゴリー

事業者がサプライチェーン全体の排出量を算定し、それを主張できるような枠組みを作成する場合、現行の算定・報告・公表制度の対象者を中心にその上流及び下流における算定対象範囲を定義する必要がある。GHGプロトコルをもとに算定・報告・公表制度との関連を踏まえ、5ページ目に掲げる算定対象カテゴリーを検討対象として提示したい。対象カテゴリーの設定はこれでよいか。

## ③ カバー率

サプライチェーン排出量の算定を行う際に、その全体からデータを収集し100%の算定を行うことは非常に困難である。全体を簡易に算定し(原材料調達については、産業連関表に基づく原単位等を元に推計等)、カバー率の閾値(例えば事業所及び事業者連結ベースでの排出を除く80%)を設定してスクリーニングを行うなどの方法を検討してはどうか。

例1 上流の場合: 自らが供給する製品の原材料について、品目区分ごとの産業連関表に基づく原単位で簡易に推計し、その比率が大きいもの(上位80%など)の原材料について算定対象とする。

例2 下流の場合: 自らが供給する製品のうち売上高比率が高いもの(上位80%など)について算定対象とする。

## ④ データの把握方法

原則として一次データ(例: サプライヤーからの自社分排出量)を取得することとするが、それが得られない場合には二次データ(例: 一般的なGHG排出原単位)による算定も可とすることでよいか。

## ⑤ 地理的範囲

算定・報告・公表制度の報告範囲は国内に限定されているが、サプライチェーン全体で考えた場合には、調達、輸出品の使用等いずれをとっても海外での排出が重要である。このため、海外も含めた算定を原則としてよいか。

## サプライチェーン排出量算定における論点(横断的事項)(2)

### ⑥ 時間的範囲(排出量の計上年)

その年に実際に排出された量を算定するのを原則とするか、排出につながる行為(例:施設の建設、製品の販売)が生じた年に関連する排出を全て算定するのを原則とするか。

我が国のインベントリとの整合性を重視するなら前者だが、事業者にとってわかりやすく削減対策の効果が直接的に現れる後者にしてはどうか。

### ⑦ リサイクル材の扱い

リサイクル材については、リサイクル原料(一定の素材に選別された上でリサイクル処理が可能となったもの)となるまでを排出者側で算定し、それ以降を使用者側で算定することによいか。

例1 プラスチックベールの場合:ベール化までを排出者側で算定し、ベールの出荷からを使用者側で算定する。

例2 ガラスカレットの場合:カレット化までを排出者側で算定し、ガラスカレットの出荷からを使用者側で算定する。

例3 使用済家電製品の場合:家電リサイクルプラントでの破碎・選別処理までを排出者側で算定し、選別後のリサイクル原料の出荷からを使用者側で算定する。

### ⑧ 活動の範囲

製品のカーボンフットプリントでは、間接部門(例:事務部門、品質管理部門)の排出量や雇用者の通勤等の排出量を算定対象としていない。事業者としてのサプライチェーン排出量においては、自社の間接部門の排出量や雇用者の通勤等の排出量を算定対象とするが、原材料調達先における原材料の製造等としての排出量からは除外する(調達先からデータの提供を受ける際には対象外とし、製品のカーボンフットプリントと同様の算定範囲とする)こととしてよいか。

# サプライチェーン排出量算定における算定対象カテゴリー案

- 現行制度の課題点をカバーし、サプライチェーンにおける排出量の算定を行うため、今回、検討対象とする算定対象カテゴリー案を示す。
- なお、ここでの上流、下流の概念を以下に示す。
  - ・上流: 提供を受ける製品やサービスに関する活動
  - ・下流: 提供した製品やサービスに関する活動

## 【算定対象カテゴリー案】

※網掛けは算定・報告・公表制度での対象範囲

区分	算定対象カテゴリー案	活動	算定制度での算定者
上流	1 原材料の製造等	原材料の調達・製造及び発生する廃棄物の処理、データセンターや外注サービス、製造委託などの外注先の活動	原材料の調達先 外注先の活動は外注先
	2 原材料の輸送	製品、原材料、燃料などの物流、貯蔵	輸送事業者 荷主(原材料メーカー)
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達	消費した電力、蒸気、温熱、冷熱の生成時に消費する燃料の抽出、精製、輸送	輸送事業者(採掘等は国外が多いためバウンダリー外の可能性大)
	4 施設及び設備の建設・製造	所有する施設及び設備の建設・製造	設備等の製造等を行う事業者
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)	区分6において発生する廃棄物の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主
自社	6 事業所としての排出(自社の貨物車も含む)	—	現行制度の対象 (事業者・フランチャイズチェーン単位で算定)
	7 事業者連結ベースでの排出	グループ企業における事業所としての排出	(算定範囲の拡大)
	8 営業活動・出張	雇用者の営業活動(営業車等)、出張	営業活動用の自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者
	9 雇用者の通勤	雇用者の出退社時の移動	自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者
下流	10 顧客の移動	顧客の店舗への移動	無し
	11 製品の流通(リース資産等を含む)	製品等の輸送、貯蔵、小売	輸送事業者 荷主(製品メーカー)
	12 製品・リース資産の使用	製品・リース資産の使用・維持管理	使用者
	13 製品・リース資産の廃棄	製品・リース資産の廃棄時の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主(廃棄物の排出者) 5

# 各算定対象カテゴリーに含まれる活動

- 各算定対象カテゴリーのGHGプロトコル等におけるスコープ3のカテゴリーとの対応関係を示す。
- なお、各カテゴリーにおける論点については次回の検討会において議論いただきたい。

## 【各算定対象カテゴリーの活動内容】

GHGプロトコル等におけるカテゴリー			本検討会で検討するサプライチェーンの算定範囲
上流	1	購入した商品・サービス—直接供給者(Tier1)の排出	1 原材料の製造等
	2	購入した商品・サービス—cradle-to-gate	1 原材料の製造等
	3	スコープ2に含まれないエネルギー起源CO2	3 電気・熱の製造過程での燃料調達
	4	資本設備	4 施設及び設備の建設・製造
	5	輸送、配送(入荷)	2 原材料の輸送
	6	出張	8 営業活動・出張
	7	事業から出る廃棄物	5 自社の事業活動からの廃棄物処理
	8	フランチャイズ	6 事業所としての排出
	9	リース資産	—
	10	投資	—
下流	11	フランチャイズ	6 事業所としての排出
	12	リース資産	12 製品・リース資産の使用
	13	輸送、配送(出荷)	11 製品の流通
	14	販売した製品の使用	12 製品・リース資産の使用
	15	販売した製品の廃棄	13 製品・リース資産の廃棄
その他	16	雇用者の通勤	9 雇用者の通勤
GHGプロトコルのScope1に相当			7 事業者連結ベースでの排出
フランスのBILAN CARBONE*における算定対象			10 顧客の移動

\*BILAN CARBONE: フランスの環境・エネルギー管理庁(ADEME)が公表している、企業の温室効果ガスの排出量を算定するためのガイドライン